

改正

平成21年4月1日訓令第13号

只見町フッ素塗布事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、只見町民の生涯を通した健康な口腔環境の基礎を築くため、フッ素塗布を実施し、乳幼児及び児童生徒（以下、「小児」という。）のう蝕予防を実施し、小児期の健康づくりを行う事を目的とする。

(対象者)

第2条 只見町立保育所、小・中学校に在籍する小児でフッ素塗布を希望する者を対象者とする。

(実施機関)

第3条 実施機関は只見町とする。

(従事者)

第4条 健診等従事者は、歯科医師及び歯科衛生士とし、それぞれ次の業務を行う。

- (1) 歯科医師は、フッ素塗布その他必要な保健指導及び相談を行うものとする。
- (2) 歯科衛生士は、フッ素塗布の介助等を行うものとする。

(実施方法及び内容)

第5条 フッ素塗布は次の方法及び内容により行う。

- (1) 歯科健康診査の後にフッ化物を歯面に塗布する。
- (2) フッ素塗布が継続的に必要なう蝕要注意者には必要な指導を行う。
- (3) フッ素塗布後30分間は飲食しないように指導する。

(報告)

第6条 フッ素塗布結果を集計して日報に記載するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、フッ素塗布の実施に関し必要な事項は保健福祉課で定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。